

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業経営基盤強化促進法
根拠条項	第8条第1項
許認可等の種類	事業規程の承認
法令の定め	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) (事業規程) 第8条 農地中間管理機構は、前条各号に掲げる事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施に関する規程(以下「事業規程」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。
審査基準	上記法令に審査規程が具備されているので、基準の設定を要しない。
標準処理期間	総期間 24 日・ 日 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 24 日・ 日 (農政部農業経営局農業経営課)
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-371))
申請先等	同上 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-371))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)